

2018年8月 吉日

様

滋賀県中小企業家同友会
代表理事 蔭山 孝夫

〒525-0059 草津市野路8丁目13-1
電話 077(561)5333 FAX077(561)5334
E-Mail : jimu@shiga.doyu.jp
URL : <http://www.shiga.doyu.jp>

2019年度 滋賀県に対する 中小企業家の要望と提案

□滋賀県中小企業家同友会の概要

- ・創立 1979年1月
- ・代表理事 蔭山孝夫（滋賀建機（株）会長）
- ・会員数 600名
- ・中小企業家同友会は、経営者の自主的な自助努力による継続的な経営の安定と発展、経営者の資質向上と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています。

□中小企業家同友会の3つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的な近代化と強靱（じん）な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

I. はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下「滋賀同友会」）は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で会を運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。

私たちは、自主的な自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を改善することに努め、１９９７年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、知事、商工観光労働部長、県議会各会派に提出し、その実現を目指して意見交換を重ねてまいりました。

また、私たちは２００３年以来、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱へと転換する「中小企業憲章」の制定と、地域においては「中小企業振興基本条例」の制定に取り組んでまいりました。

その運動の成果として、２０１０年６月に「中小企業憲章（以下「憲章」という）」が閣議決定されました。滋賀県では「滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠」（条例パンフレット）であることから、２０１２年１１月の県議会定例会において「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（以下「県活性化条例」という）」が可決され、２０１３年４月１日より施行されました。

私たちは、この画期的な憲章と県活性化条例の具体化および活用を期待するとともに、私たち自身が地域社会の期待に応えうる強靱な体質の中小企業をつくる主人公であるという自覚と責任を持って事業活動に臨み、滋賀県経済を持続的に発展させる決意です。

なによりも、県内企業の９９.８％（３６,５２０社、うち小規模企業は３１,２２５社・全体の８５.４％「２０１６年中小企業白書」）を占め、雇用の８３.８％（２９４,７２９人、うち小規模企業は１１６,７２５人・全体の３３.２％「２０１５年中小企業白書」）を担う中小企業が、減少の危機を乗り越え、持続的に発展する条件と環境を整備することは、幸せの見える滋賀づくりに向けた県民的な課題でもあります。

つきましては、以下の通り要望と提言を行いますので、ご回答と意見交換の場を設けていただきますよう、宜しくお願いいたします。

Ⅱ. 2018年度 滋賀県に対する中小企業家の要望と提案

1. 地域に若者を残し、元気な滋賀県を創造するために

「滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしている」「勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成を図ること」（県活性化条例）、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」「中小企業の本質は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する」（中小企業憲章）とあります。

中小企業が継続して発展するために人材の確保と定着・育成に努めることは、滋賀県経済の持続的発展に欠かせませんので、以下の取り組みを要望・提案いたします。

1) 学校教育において、中小企業の経済的社会的役割を学ぶ機会を充実させていただくこと。

小学校・中学校・高等学校の各段階に応じた「滋賀を支える中小企業事例集」（副読本や画像・動画などのITコンテンツにて）を産・学・官の連携で作成し、教材として活用できるように提供していただき、生徒や学生の仕事観・労働観を育てることにつなげていただきたい。

2) 若手教員研修の中に、地域と中小企業を理解する取り組みを進めていただきたい。

小学校・中学校・高等学校の若手教員研修の中に、中小企業論や地域の中小企業で一定期間の職業体験を取り入れていただきたい。進路指導に関わる教員が、地域で働くことや中小企業の役割と魅力を理解することで、児童や生徒が地域を知り、将来にわたって地域で自立的に働き生きることを促進する指導に繋がると考えます。

3) 中小企業での職場体験・インターンシップを小学校・中学校・高等学校の授業として一層推進していただくこと。

青年や子供たちが健全な労働観や地域社会観を育んでいく一つの機会として、地域の中小企業団体等と積極的に連携しながら、中小企業での職場体験・インターンシップを小学校・中学校・高等学校の授業の一環としてさらに推進していただきたい。

4) 大学生インターンシップの推進と「ワンデーインターンシップ」への対応

大学生のインターンシップの実施に当たっては、学生が地域で働く意味や生き方を学ぶ機会となる教育理念のもとで行うように、大学および推進機関に対して指導援助をお願いしたい。また、実質的には採用の会社説明会の場となっている「ワンデーインターンシップ」について、実施機関に対してそのような呼称を使わないように指導をお願いしたい。

5) 県内中小企業の雇用に関わる各種認定制度の認定実態を調査し、大学や学生へ発信すること。

国や県では、若者雇用や女性の活躍、障害者雇用などへの取り組みに積極的に優秀な成果をおさめている企業向けに、各種認定制度（くるみん、ユースエールなど）が設けられ、認定企業が省庁や自治体のホームページで紹介されています。しかし、学生や進路指導の担当者に、その認知度は必ず

しも高くありません。認定企業も発信力を高めますので、県としても滋賀の受賞企業を調査し、とりまとめて公表し、学校や関係機関に対して学生の進路指導へいかすよう働きかけをしていただきたい。

なお、滋賀県中小企業家同友会では社員満足度80%を基準としながら、新しい仕事づくりへのチャレンジ、女性、高齢者、障害者、外国人の積極的雇用、人材育成、社会貢献事業等に取り組み成果を上げている会員企業をモデル企業として「滋賀でいちばん大切にしたい会社」として認定し、会内でその実践経験から学び合うとともに、学生へ積極的にPRするようにしています。

6) 中小企業向けの貸与型奨学金返還支援制度を設けていただきたい。そのためにも、県内中小企業で働く若者の実態を調査していただくこと。

若者が安心して学び、働く条件と環境を保障するために、奨学金返還支援制度を導入・検討する都道府県や市町が増えています。

奨学金を返済中の若手社員への補助制度を就業規則に設ける中小企業を増やすことは、滋賀の中小企業で働く若者が安心して生活し仕事に打ち込める条件と環境を整備することに繋がります。

滋賀県としてそのような中小企業を応援し増やしていくための制度として、中小企業向けの奨学金返還支援制度を設けていただきたい。

制度を実施する前段階として、県内中小企業で働く若者の奨学金返済の実態について、県中小企業活性化条例による調査活動の項目に加えて実施していただきたい。

なお、滋賀同友会の会内調査（2018年8月1日～17日実施webアンケート、回答社数106社）では、「貸与型奨学金を返済している社員がいる会社」は20社（18.9%）でしたが、「何らかの奨学金返済支援制度を実施している」の2社と「実施の意思がある」の33社を加えると、回答社の33%が奨学金返済支援制度を必要だと考えています。しかし、この制度を中小企業独自で行うには多くの課題が考えられるため、県の施策として位置づけていただくことを要望します。

7) 「ここ滋賀」を活用してI・Uターン希望者へ地元中小企業の就職情報を発信すること。

東京日本橋に滋賀の魅力を体感できる窓口であり、首都圏での発信と滋賀への誘引の役割を担う情報発信拠点として「ここ滋賀」が開設されています。滋賀の魅力を物産や観光面だけでなく、中小企業やそこで働き暮らすことまで広げ、I・Uターン希望者へ情報発信するようなイベントを行い、地元中小企業とのマッチングの場としての機能を加えていただきたい。

2. 中小企業の継承と経営力強化による新たな発展を支える条件と環境整備

倒産件数が減少傾向にある（2017年度全国で8,405件・9年連続の減少 滋賀県95件3年連続で100件を下回る）中で、休業・廃業する企業数は激増（2017年度28,142件 滋賀県272件）しています。特に滋賀の廃業率は全国ワーストワン（4.9% 2015年度）で、開業率も全国平均以下（平均5.2% 滋賀4.3%）であることから、地域経済へ与える影響は大きなものがあるといえます。

滋賀は就業者数を事業所数で割った1事業所あたりの従業者数が11.54人で、全国平均10.36人を上回っており、千葉、埼玉、神奈川、奈良に次いで1事業所あたりの就業者数が多くなっています（2015年国勢調査と2014年経済センサス調査より）。これは、人口と事業所数とを比較して事業所数が少ないこと、地域に中小企業・小規模企業が少なくなっているからだと推測されます。

「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機

能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。」(中小企業憲章)とあるように、中小企業は社会のインフラともいえます。中小企業が増え、継続して発展することは地域社会の豊かな発展に欠かせないと考えますので、以下の取り組みを要望・提案いたします。

1) 中小企業の事業継承に関わる相談体制を県内に複数箇所設置し推進すること。

現在滋賀県には、事業の存続に悩みを抱える中小企業の相談に対応するため「滋賀県事業引継ぎ支援センター」が設置され、出張相談も含めて積極的な取り組みを展開されています。一方で、全国一である滋賀の廃業率に歯止めをかけ、事業の継続発展を担保するためには、課題を持つ経営者がいつでも・どこでも・気軽に相談できる体制を整備することが欠かせません。現在の拠点1カ所と出張相談だけではなく、県内の主要な地域に相談窓口と人員を常時配置し、中小企業の抱える事業継承の課題を個別企業へのアウトリーチも行って展開していただきたい。

2) いわゆる「エフビズ」モデルの中小企業支援拠点を設け、経営力の抜本的強化を図ること。

静岡県富士市産業支援センターf-Biz（エフビズ）モデルが全国に広がってきています。全国から公募したスペシャリスト人材を好待遇で相談員に迎え、「新しい市場を開拓したい」「今の事業をさらに大きく成長させたい」「経営課題を解決したい」という中小企業経営者に寄り添い、経営者自身の熱い意欲を引き出し、マーケティング、デザイン、販路開拓、プロモーション、ブランディングといった、各専門家のバトンリレーで、質の高いワンストップのコンサルティングまで提供する中小企業の助っ人モデルとして成果を上げています。

何とかしたいという意欲のある起業家や中小企業経営者の満足度を高め、着実に成果に結びつけていく、「エフビズ」モデルの支援拠点を調査研究し、滋賀県での設置をめざしていただきたい。

3) 中小企業のIT技術や地域に根ざした知恵をいかした観光振興を推進すること。

滋賀県では「観光交流振興指針」を定め、平成30年度に観光入込客数（延べ）5,300万人、宿泊客数400万人、外国人観光入込客数（延べ）60万人、観光消費額1,800億円にすることをめざしています。今後も積極的な観光振興を進めるには、滋賀の自然や歴史、暮らしと文化、食と産業などを効率的により広く国内外の人々の手に届くよう発信することが必要です。

滋賀の魅力を国内外の観光客に発信し入込客数を増やす事業を、広くIT技術や知恵などを有する中小企業や・小規模事業者、起業をめざす人々に呼びかけ、プラットフォームを整備し、その活力と技術・知恵をいかした観光振興事業モデルの構築を支援し、県や各市町で取り上げて推進するようにしていただきたい。また、このことを通じて、ITやメディア関連産業での起業を促進することにつなげていただきたい。

4) 「県中小企業活性化審議会」の下に専門部会部を設置し、中小企業を主人公にした企業と地域経済の活性化の戦略立案を恒常的に行う条件と環境を整備すること。

県では中小企業活性化審議会が概ね年3回程度開催されていますが、これだけでは環境変化に対応した実効性のある中小企業振興施策をつくり得ないと考えます。中小企業振興基本条例を制定し実践を始めている地方公共団体では、施策の立案と推進エンジンとなる「産業振興円卓会議」等を設置し、その下に専門部会を設け、構成メンバーの創意や自主性を引き出しながら施策の立案と推進を担う仕

組みを作っています。

全国の経験に学び、県としても中小企業活性化審議会の下に中小企業活性化の課題に対応した専門部会を設けるなどして、中小企業を主人公にした機動的な取り組みが行える体制を作っていただきたい。

5) 消費税10%引き上げ凍結、軽減税率並びにインボイス導入白紙もしくは凍結を政府に要請すること。

消費税率は、2019 年 10 月から 10%への引き上げが予定されています。政府は景気の上昇をいうものの、国税庁は全法人の約 67%が赤字法人といいます。この赤字傾向は、ことさら中小企業・小規模企業に傾斜的に高まります。同様に国税庁は、消費税の新規滞納発生額 3,758 億円（平成 28 年度、国税のみ）、滞納国税全体の 60.4%ともいいます。これは政府が予定する税の転嫁が出来ず、赤字であるにもかかわらず、事業者自らが負担せざるを得ない現状を明確に現しています。

つまり現状の消費税制は、本来予定する間接税として十分に機能しておらず、ことさら中小企業・小規模企業にとって過酷な税制としての実態があるといえます。

政府の掲げる経済再生を最優先するのであれば、内需の拡大策に注力すること。そして、景気動向を慎重に見据えたうえでの引き上げでなければなりません。現状の景気動向からすれば、内需の拡大に逆行する税率の引き上げは、当然に凍結すべきです。滋賀県はもとより、わが国経済を支える中小企業・小規模企業にまで景気上昇が実感されるまで凍結することを、滋賀県としても、政府に要請していただきたい。

また、消費税率 10%への引き上げに当たり、「軽減税率」の導入がいられています。そもそもこの軽減税率の導入は、逆進性の緩和をその導入理由としていますが、諸外国の例をみても、その効果は何ら保障されるものではありません。

また、軽減税率が導入されれば、その事務負担は膨大なものとなります。そしてこの事務負担も、ことさら中小企業・小規模企業に傾斜的に重いものとなります。現状の消費税に伴う事務負担だけでも中小企業・小規模企業にとっては十分重いものとなっていることも踏まえ、これ以上の事務処理増加を求める措置は導入の白紙もしくは凍結にすべきだと考えますので、そのことを滋賀県としても、政府に要請していただきたい。

3. 障害者、若年無業者の就労環境の整備と雇用の促進

障害のある人にとって働きやすい職場環境を実現することは、誰もが個性と能力をいかして働くことができる条件整備と同じであり、県がめざす「全ての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現」（県基本構想より）を確かにするものです。

また、中小企業にとって障害者の雇用は地域者会の一員としての社会貢献福祉的な精神とともに、経営と暮らしを担う人材の採用として進められています。

そして、地域にはニート、フリーター、ひきこもりと言われる若年無業者や、働きづらさを抱えながら 18 歳で社会へ旅立つ社会的養護の若者も居ます。

障害者や若年無業者、社会的養護の若者も含めて地域の多様な人々が、「人に愛され・人にほめられ・人の役に立ち・人から必要とされる」幸せな人生を歩むために、中小企業で働く場づくりの拡大に向けて、以下を要望・提言いたします。

1) 45人未満企業の障害者雇用の実態と小規模な企業に於ける障害者雇用の経験や教訓等を調査すること。

滋賀県では従業者数20人未満の企業が全体の90%を占めており、障害者雇用をさらに広げていくためには、法定雇用率での雇用を求められない従業員数45人未満の企業の障害者雇用の実態を調査し、経験や課題を掴み教訓として生かしていくことが必要だと考えます。

つきましては、従業者数45人未満企業の障害者雇用の実態と、小規模な企業に於ける障害者雇用の経験や教訓について広く調査をお願いします。

2) 障害者や若年無業者の雇用窓口となる「障害者働き・暮らし応援センター」の機能をさらに充実させること。

「障害者働き・暮らし応援センター」とのつながりを通じて、障害者雇用に取り組む中小企業が増えています。中小企業の多様な人材確保をさらに推進するためにも、センター機能のさらなる充実と拡大を図っていただきたい。

3) 障害者や若年無業者の雇用を推進するための研修の場を、養護学校や支援機関、児童養護施設との連携で推進すること。

中小企業で障害者や若年無業者、社会的養護の若者の雇用を推進するには、まず経営者が学び雇用に対する意識を変える必要があります。地域の中小企業団体と養護学校や支援機関、児童養護施設の連携で、雇用を推進するための学びの場づくりを進めていただきたい。

以上

【参考資料】

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例

平成 24 年 12 月 28 日滋賀県条例第 66 号

改正

平成 28 年 3 月 23 日条例第 40 号

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例をここに公布する。

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例

滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしている。

全国有数の「モノづくり県」である本県産業を支えているのは、確かな技術や品質管理を誇る滋賀の中小企業である。また、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」に代表される近江商人の精神は、滋賀の中小企業に受け継がれている。

しかしながら、今、中小企業を取り巻く経済や社会の状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化している。さらには、アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念され、また、自然災害などに対する危機管理も課題となっている。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠である。これによって、地域でヒト、モノ、カネ、情報の集積と好循環が生まれていく。

また、厳しい経済や社会の状況の中にあっても、中小企業には、未来に向け果敢に事業活動を展開するとともに、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍することが強く求められている。

私たちは、中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するよう、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、中小企業の活性化を推進していくことを決意し、ここに滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策（以下「中小企業活性化施策」という。）の基本となる事項を定め、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企

業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

(2) 中小企業の活性化 中小企業による自らの成長を目指す取組が促進され、その経営基盤が強化され、および産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいう。

(3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

(4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

一部改正〔平成28年条例40号〕

（基本理念）

第3条 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること。

(2) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること。

(3) 小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること。

(4) 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること。

(5) ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造または修理と密接に関連する事業活動を行う業種をいう。以下同じ。）の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること。

(6) 県、中小企業者、関係団体等（中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）および金融機関をいう。以下同じ。）、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること。

一部改正〔平成28年条例40号〕

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業活性化施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たり、中小企業者、関係団体等、国および他の地方公共団体との連携に努めるとともに、中小企業者および関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

3 県は、中小企業の活性化に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が中小企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

（中小企業者の努力）

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的か

つ自主的に経営の向上および改善に努めるものとする。

2 中小企業者は、基本理念にのっとり、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、地域における雇用の機会の創出、地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努めるものとする。

（関係団体等の役割）

第6条 中小企業に関係する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努めるものとする。

2 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、中小企業者との取引の拡充、中小企業者の研究開発に対する支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

3 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者の研究開発、新規事業の創出ならびに人材の確保および育成に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

4 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第7条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化が地域の経済および社会の発展に寄与することについての関心および理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品の購入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

（中小企業活性化施策の基本）

第8条 県が実施する中小企業活性化施策は、次項から第4項までに定める施策を基本とするものとする。

2 県は、中小企業による自らの成長を目指す取組が円滑に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

（1） 将来において成長発展が期待される分野への参入に向けた環境の整備、当該分野における研究開発に対する支援その他の方法により、当該分野における中小企業の参入および事業活動の促進を図ること。

（2） 地域の実情および特性を踏まえた商品および役務の開発に対する支援、これらの利用の推進その他の方法により、県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進を図ること。

（3） 海外における新たな需要の開拓に対する支援、外国との経済交流の推進その他の方法により、中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進を図ること。

3 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

（1） 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備その他の方法によ

り、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成を図ること。

(2) 資金の供給の円滑化、経営改善および危機管理に関する支援体制の整備、事業および技術の円滑な承継に対する支援その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。

(3) 創業に向けた環境の整備、創業に関する意識の啓発、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。

(4) 県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信その他の方法により、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。

4 県は、産業分野の特性に応じ、中小企業の事業活動が活発に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 付加価値の高い製品の開発能力の向上および製品の新たな需要の開拓に対する支援、地場産業における製品の魅力の発信、企業の設備投資の促進その他の方法により、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大を図ること。

(2) 商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備、商店街における創業の促進その他の方法により、小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(3) 新たな観光資源の発掘、観光資源の魅力の増進およびその発信、これらを活用した事業の推進その他の方法により、観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大を図ること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(連携および協力の推進)

第9条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、事業の分野を異にする事業者の交流の機会の提供、共同研究の実施に対する支援その他の方法により、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進するものとする。

2 中小企業者および関係団体等は、中小企業活性化施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(実施計画)

第10条 知事は、毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画(以下「実施計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、実施計画の変更(軽微な変更を除く。)について準用する。

（検証および施策への反映）

第 11 条 知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければならない。

2 知事は、前項の規定による検証の実施に当たっては、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項の検証の結果を中小企業活性化施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

（中小企業者等の意見の反映）

第 12 条 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たっては、中小企業者、関係団体等および市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究の実施等）

第 13 条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、必要な調査および研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第 14 条 県は、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

（財政上および税制上の措置）

第 15 条 県は、中小企業活性化施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（滋賀県中小企業活性化審議会）

第 16 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第 10 条第 2 項および第 11 条第 2 項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、中小企業の活性化に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

第 17 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、中小企業の活性化に関し学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(滋賀県ちいさな企業応援月間)

第18条 県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、滋賀県ちいさな企業応援月間を設ける。

2 滋賀県ちいさな企業応援月間は、10月とする。

3 県は、小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、滋賀県ちいさな企業応援月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

追加〔平成28年条例40号〕

付 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 滋賀県中小企業振興審議会設置条例（昭和38年滋賀県条例第34号）は、廃止する。

3 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成28年条例第40号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

【参考資料】

中小企業憲章 閣議決定 平成22年6月18日

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分

を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいうべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一．経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二．起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三．創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四．公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五．セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する

- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
 - ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
 - ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
 - ・地方自治体との連携を一層強める
 - ・政府一体となって取り組む
- こととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七．地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八．中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

中小企業家同友会の理念

○「3つの目的」

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

○「自主・民主・連帯の精神」

○「国民や地域と共に歩む中小企業」

良い会社・良い経営者・良い経営環境をめざす

滋賀県中小企業家同友会

〒525-0059 草津市野路8丁目13-1

TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail jimu@shiga.doyu.jp

ホームページ <http://www.shiga.doyu.jp>